



工事にともなう汚水が発生した場合

下水道管の閉塞や損傷を防ぎましょう

適正な対応をお願いします



ビル等の建築時や解体時に発生する汚水は、著しい濁りだけでなく、地盤改良材やセメント由来の強いアルカリ性を示すなど、そのまま下水道へ流れると下水道管の閉塞や下水処理へ支障をきたす恐れがあります。

大阪市では、下水道施設を保全するため下水道条例において、汚水を下水道へ排除する場合の排除基準（裏面）を定めています。下水道施設の閉塞や損傷を防止するため、発生する汚水を下水道に排除する場合には下水の排除基準を遵守し、必要に応じて下水道条例に基づく届出を行ってください。

なお、下水道施設を閉塞・損傷させた場合、施設を修復するための費用負担を求める場合があります。

ご不明な点がありましたら、下記の担当事務所へお問い合わせください。

【1】工事に伴って発生する汚水（主なもの）

工事排水は、さまざまな作業によって発生します。主なものは次のとおりです。

- ・基礎工事（掘削作業）により発生した湧水
- ・建築作業で使用した機械や道具の洗浄排水
- ・解体工事時に発生する粉じんの飛散防止のための散水



【2】汚水が発生した場合の対処方法（主なもの）

排除基準値（裏面参照）を超える汚水が発生した場合の主な対処方法は次のとおりです。

- ・沈殿槽や中和設備などの除害施設（排水処理施設）を設置する。
- ・少量の場合は、廃液として専門業者へ処分委託する。

⇒なお、これらの対策は大阪市下水道条例に基づく「除害施設設置等計画届」が必要です。



【3】汚水の発生を最小限にする工夫も重要です

汚水の発生を最小限にすることで、処理・処分を少なくすることができます。主なものは次のとおりです。

- ・著しく濁った汚水や強いアルカリ水が発生しない工法を採用する。
- ・粉じん飛散防止のための散水は、粉じんの湿し水とし適切に行う。
- ・汚水が発生する作業従事者に対して、汚水の取扱について周知徹底する。



【排水基準や届出に関するお問い合わせ先】

該当する事業場	担当の事務所
下水道へ作業排水を放流する事業場	下水道部施設管理課水質管理担当〔下水放流関係〕 〒536-0024 大阪市城東区中浜1丁目17番10号 東部方面管理事務所6階 TEL：6967-0981 FAX：6967-0982
公共用水域へ作業排水を放流する事業場	下水道部施設管理課水質管理担当〔河川放流関係〕 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階 TEL：6615-7525 FAX：6615-6583



*届出用紙・届出の手引きは右からダウンロードできます⇒

大阪市 排水規制

検索

大阪市内の下水の排除基準

平成 28 年 3 月 1 日現在

水質項目		排水基準	
健康項目	カドミウム	0.03	mg/L以下
	シアン	1	mg/L以下
	有機リン	1	mg/L以下
	鉛	0.1	mg/L以下
	6価クロム	0.5	mg/L以下
	ヒ素	0.1	mg/L以下
	総水銀	0.005	mg/L以下
	アルキル水銀	検出されず	mg/L以下
	P/C/B	0.003	mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1	mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1	mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2	mg/L以下
	四塩化炭素	0.02	mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L以下
	チウラム	0.06	mg/L以下
	シマジン	0.03	mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2	mg/L以下
	ベンゼン	0.1	mg/L以下
セレン	0.1	mg/L以下	
ほう素	10	mg/L以下	
ふっ素	8	mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.5	mg/L以下	
☆ダイオキシン類	10	pg-TEQ/L以下	
生活環境項目	フェノール類	5	mg/L以下
	銅	3	mg/L以下
	亜鉛	2	mg/L以下
	鉄(溶解性)	10	mg/L以下
	マンガン(溶解性)	10	mg/L以下
	クロム	2	mg/L以下
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	—
	△生物化学的酸素要求量(BOD)	600	mg/L未満
	△浮遊物質(S.S)	600	mg/L未満
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類 5 動植物油類 30	mg/L以下
	温度	45	℃ 未満
よう素消費量	220	mg/L未満	
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと		

△ 印は、大阪市下水道条例により 2,600mg/L まで一定条件のもとに市長の承認を受けて排水することが出来ます。

☆ 印は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)に該当する下水処理場の処理区域内の工場・事業場に適用されます。